

## 無期労働契約転換申込書

人事部長 殿

申出日 平成 年 月 日  
申出者 部 課  
氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 5 年を超えますので、労働契約法第 18 条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

# 無期労働契約転換申込書

## 1 必要なとき

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換します。申込みは、口頭で行っても有効ですが、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいため、できるだけ書面で申込みを行うよう推奨されており、参考様式が示されています。

## 2 根拠法令

労働契約法第18条

## 3 提出先

事業主

## 4 提出の時期

申出は、無期転換申出権を行使できる間（その契約期間中に通算契約期間が5年を超えることとなる労働契約の初日から当該有期労働契約の契約期間が満了するまでの間）に行う必要があります。

なお、通算5年を超えて契約更新した労働者が、その契約期間中に無期転換の申込みをしなかったときは、次の更新以降でも無期転換の申込みができます（下図 参照）。

## 5 記載上のポイント

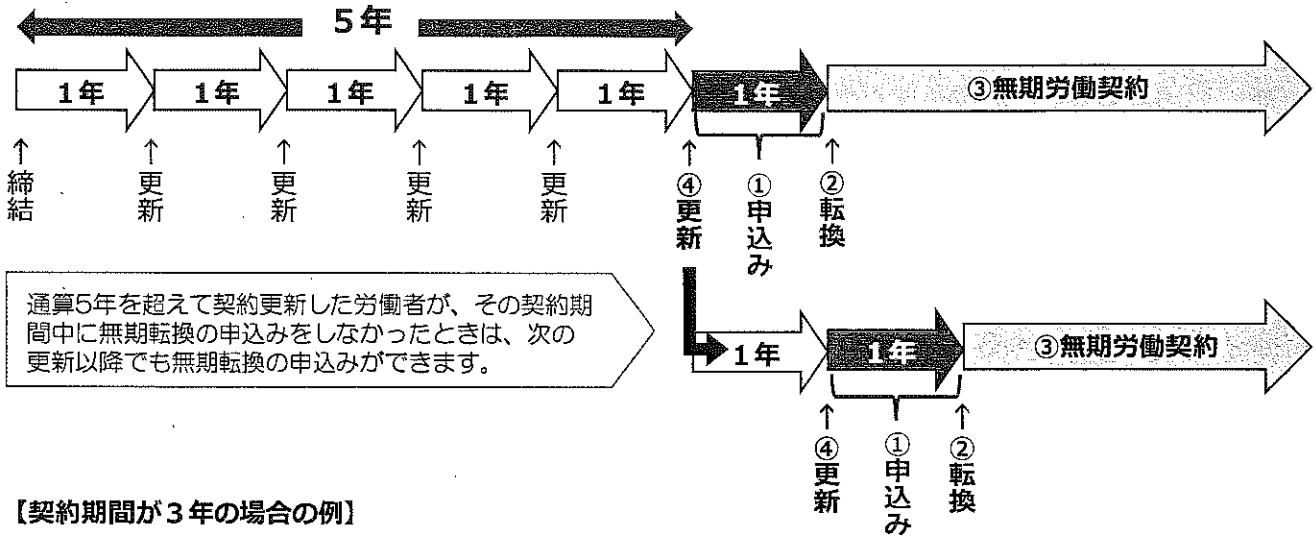
様式の記載事項、提出先、体裁等を異なるものとするなど、使用者の実情に応じて変更することができます。

## 6 留意事項

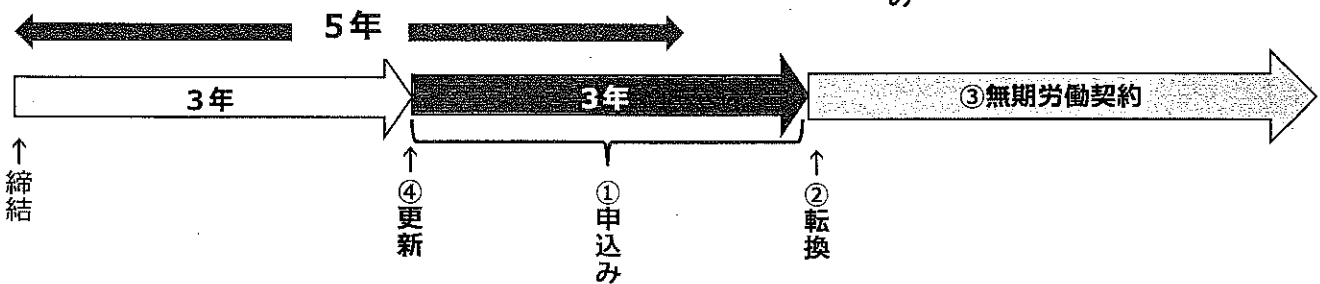
- (1) 平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算計画期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みができます。
- (2) 無期転換の申込みは、労働者の権利（無期転換申込権）であり、申込みをするかどうかは労働者の自由です。
- (3) 無期転換の申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からです。

## いつ無期転換の申込みができるか（無期転換の仕組み）

【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



【契約期間が5年の場合の例】

